

1. 開会

2. 案件概要説明(ワーキンググループ会合対象案件)・WGスケジュール確認

2-1. 案件概要説明(ワーキンググループ会合対象案件)

- (1) ベトナム オモンコンバインドサイクル発電所3号機建設事業
スコーピング案
- (2) コスタリカ グアナカステ地熱開発事業 スコーピング案
- (3) フィリピン パッシグ・マリキナ河川改修事業Ⅲ 環境レビュー
- (4) インド デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ3)(有償) 環境レビュー

2-2. 上記案件および案件概要説明済み等のWGスケジュール確認(別紙1参照)

- (1) アフガニスタン カブール・チャリカル道路拡幅計画(無償)
ドラフトファイナルレポート
- (2) アフガニスタン カブール首都圏緊急水資源開発プロジェクト(開調)
スコーピング案

3. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) フィリピン 新ボホール空港建設及び持続可能型環境整備事業
スコーピング案
- (2) エルサルバドル幹線道路整備事業(有償) スコーピング案
- (3) ベトナム ハノイ市ファツヴァン-カウゼー高速道路PPP事業(有償PPP)
スコーピング案
- (4) インドネシア ジャカルタ大都市圏港湾物流改善計画策定調査プロジェクト
(開調) ドラフトファイナルレポート
- (5) カンボジア 国道5号線改修事業スコーピング案
- (6) ヨルダン ヨルダン渓谷道路開発計画調査(開調) ドラフトファイナルレポート
- (7) ベトナム ベンタイン駅周辺総合開発事業(有償PPP) スコーピング案
- (8) インドネシア 西ジャワ州廃棄物複合中間処理施設・最終処分場(有償PPP)ド
ラフトファイナルレポート
- (9) マニラ首都圏南北連結高速道路PPP事業ドラフトファイナルレポート

4. その他

- (1) 不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について
- (2) 環境社会配慮助言委員補充とWGの効率化について
- (3) 協力準備調査に関する環境社会配慮助言委員会の運用目安の改訂について(案)

5. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合(第16回): 9月2日(金) 15:30から(於: JICA本部)
- ・12月までの全体会合および10~12月までのWG担当割案(別紙2)

6. 閉会

ベトナム国

オモンコンバインドサイクル発電所

3号機建設事業

2011年8月 東南アジア・大洋州部

1

ベトナムの特徴

移行経済国(市場経済化)

- ・共産党一党体制
- ・ドイモイ路線(1986年)
- ・政治的安定と経済発展
- ・急速な経済成長(過去10年間の年平均成長率は約7.5%)
- ・人間開発指数
世界116位/182カ国

ASEAN有数の大国

- ・人口規模8000万人を超えるASEAN有数の大国
- ・後発ASEAN国、メコン地域の発展の牽引役
- ・ASEAN議長国(任期2010-2011年)

戦略的パートナーシップ

- ・2006年10月首脳会談「アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップ」首脳共同声明
- ・2010年10月「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップを包括的に推進するための日越共同声明」

ベトナムの開発政策と課題

社会経済開発5ヵ年計画
(SEDP: 2011 ~ 2015)

【開発目標】<年成長率7.5-8%>

高成長下での持続的経済発展、高度な科学技術の蓄積、生活向上、環境保全、政治的安定等

【開発上の課題】

社会主義に基づく市場経済の完全な浸透
人的資源開発の一層の促進
インフラシステムの更なる発展等

我が国の援助政策(来年度改定予定)
国別援助計画(改訂版)(平成21年7月)
【重点分野(4つの柱)】

- (1)経済成長促進・国際競争力強化
- (2)生活・社会面の向上と格差是正
- (3)環境保全
- (4)ガバナンス強化

2

事業の背景

- 経済成長を背景とした年平均10%以上の電力消費量の伸び率

表1. 電力消費量伸び率推移

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009
増加率	13.7%	13.5%	14.3%	13.9%	12.8%	12.9%

出典：EVN会社概要2008-2009

- 「第6次国家電力マスタープラン」(2006-2015年を対象)における2006-2010年までの電源開発計画の遅れ

表2. 2006-2010年までの電源計画と実際に運転を開始した発電所の設備容量

	2006	2007	2008	2009	2010	2006-2010
PDP6における承認 (MW)	861	2,096	3,271	3,393	4,960	14,581
実際の気設置容量 (MW)	756	1,297	2,251	1,789	3,564	9,657
実際に設置した容量の割合	87.8%	61.9%	68.8%	52.7%	71.9%	66.2%

出典：「Review of Implementation of Power Development Plan VI」IE, April 2010

GDP成長率8%前後の高い経済成長率とともに、電力消費量が伸びており(表1)、計画に基づいた新規電源開発が課題である。
しかしながら、電源開発計画の多くが遅延しており(表2)、電力需給バランスが逼迫し、計画停電を余儀なくされている。

3

事業の概要

(1) 事業の目的

電力安定供給へ寄与

急増する電力需要に対応し、ベトナム南部における安定的な電力供給に寄与する。

メコン地域における経済成長の促進

本発電所が建設されるベトナム南部のメコンデルタ地域には工業団地が建設されており、電力需要の増加に対応する発電設備建設が急務となっている。本発電所の建設によって同地域への安定した電力供給が確保されることにより、投資や雇用が促進され、同地域の経済成長の促進が見込まれる。

(2) 事業全体概要

コンバインドサイクル発電所(750MW×1基)建設(土木工事(取放水路等を含む)、資機材調達・据付)

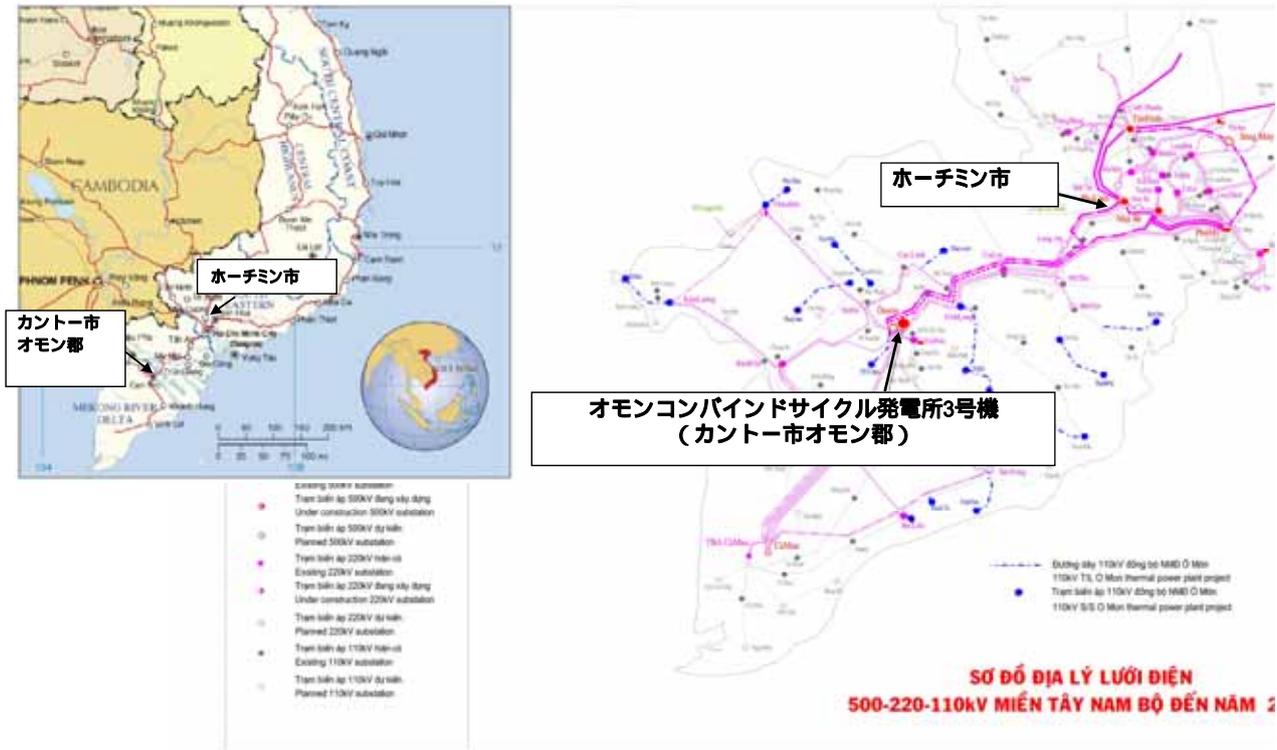
コンサルティング・サービス(入札補助、施工監理等)

(3) 調査概要

電力セクター現状調査、既存のベトナム側作成F/S レポートレビュー(計画概要、財務分析、事業費レビュー等)、既存EIA報告書のレビュー、EIA報告書の有効性を確認した上で補足EIA調査等

4

事業対象地



事業対象サイト



*独立系発電事業者 (IPP: Independent Power Producer): 発電設備を建設・運営し、電力を電力会社に売る卸売発電事業者

カテゴリ分類及び環境社会配慮文書等の状況

(1) カテゴリ分類: A

カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる火力発電セクターに該当するため。

(2) 環境社会配慮文書等の状況:

- ・ EIA報告書は、実施機関であるベトナム電力公社(EVN)により作成され、ベトナム天然資源環境省により2009年7月に承認済み。
- ・ 本事業は、円借款で供与しているオモン1-1及び1-2号機と同じオモンコンプレックス内に建設されるため、用地取得、住民移転は完了。

7

調査工程と助言依頼内容

暦年	2011年 10月	11月	12月	2012年 1月	2月	3月	4月	5月
現地調査(全体)		■	■					
国内解析	■	■		■				
現地調査 (環境社会配慮)		■	■					
助言委員会	スコーピング(案)	▲	ドラフト	▲ ファイナルレポート	▲ 環境レビュー			
FF/審査					■ FF		■ 審査	

助言対象: スコーピング案

ワーキンググループ会合: 11月中旬予定

8

第15回助言委員会全体会合

コスタリカ国 グアナカステ地熱発開発事業準備調査

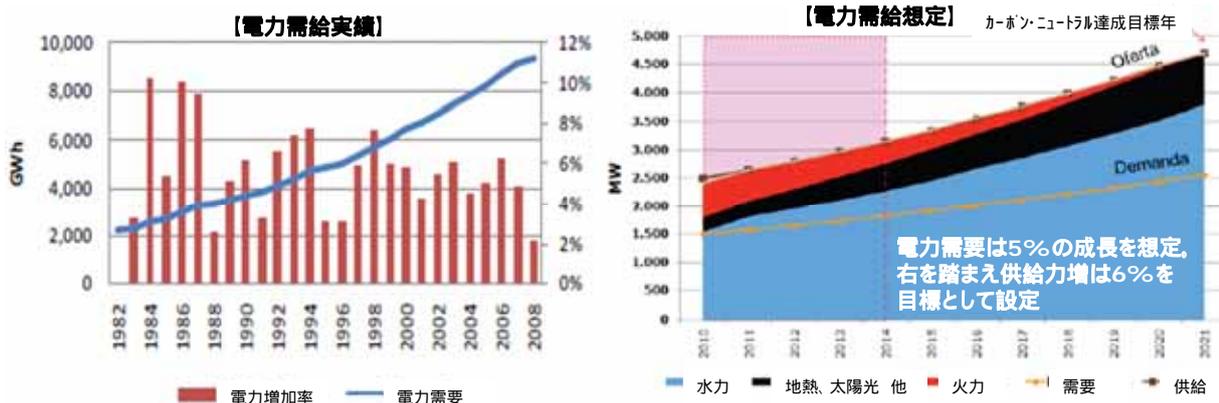
～ 有償資金協力 協力準備調査 スコーピング案 ～

2011年8月 産業開発・公共政策部

1

支援の意義、調査の背景：電力セクターの状況

- 経済発展に伴い、近年の電力需要は4～6%にて増加。今後も年平均5%程度の高い成長を想定。
- 上記電力需要の伸びに対応し、安定した電力供給体制を構築するため、コスタリカ政府は、電力供給力の増強を図る方針。
- 「カーボン・ニュートラルへの配慮」、「再生可能エネルギー（地熱・太陽光等）の利用促進」、「火力利用の低下とあわせた水力に依存できない乾季用のベース電源開発」に留意。



2

支援の意義、調査の背景：電力開発計画

- 上記電力需要の伸びに対応するため、設備容量を2,315MWから4,750MW (2021年)にまで拡張する計画。
- 水力開発に主眼を置きつつ(1,752MW:72%)、乾季における安定電源として地熱(210MW:9%)等の開発を促進。

形式	2008年 設備容量		新規開発設備容量													2021年 設備容量						
	MW	シェア	新規案件	年											新規開発計		MW	シェア				
				2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2018	2019	2020	2021	MW			シェア			
火力	546	24%	新規			48	-14		110	-34	56							166	7%	712	15%	
水力	1,511	65%	新規	8	26	128	50	204	325		681			120	210	1,752	72%	3,263	69%			
風力	66	3%	新規	25	25	15	20	50		50		50	50				285	12%	351	7%		
バイオマス	33	1%	新規	6	8	8											22	1%	55	1%		
地熱	159	7%	Pailas			35												210	9%	369	8%	
			地熱1						35													
			地熱2									35										
			地熱3										35									
			地熱4											35								
地熱5												35										
総計	2,315	100%	新規	39	59	234	56	254	435	51	737	85	85	120	280	2,435	100%	4,750	100%			

3

調査の概要

□ 調査の目的

地熱資源に富むグアナカステ州において、地熱発電建設を目的とした円借款事業「グアナカステ地熱発電事業」形成のためのF/Sを実施する。対象とする地域は以下の通り。

- ラスパイラス地区：既設発電所の拡張・増設(35MW相当)
- ボリンケン地区：新規地熱発電所の建設(35MW相当)

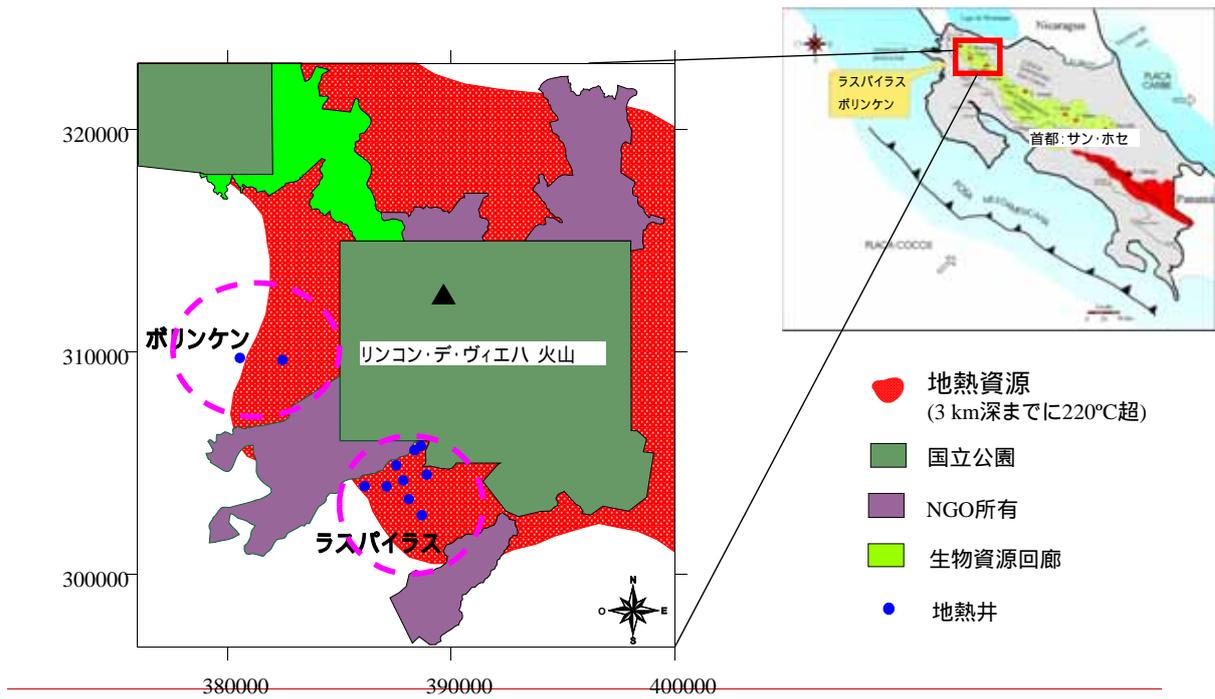
□ 調査の概要

対象	地熱資源の調査	設計	環境社会配慮
ラスパイラス地区	現況確認・資源量確認	増設分の発電設備及び生産井 / 還元井等	環境社会配慮調査 (EIAは存在)
ボリンケン地区	情報収集・資源量評価	新規発電設備及び生産井 / 還元井等	環境社会配慮調査 (EIA未実施)

- カテゴリ分類：A(国際協力機構環境社会配慮ガイドライン 2010年4月)
 - ガイドラインに掲げる火力発電セクター(地熱)に該当するため。

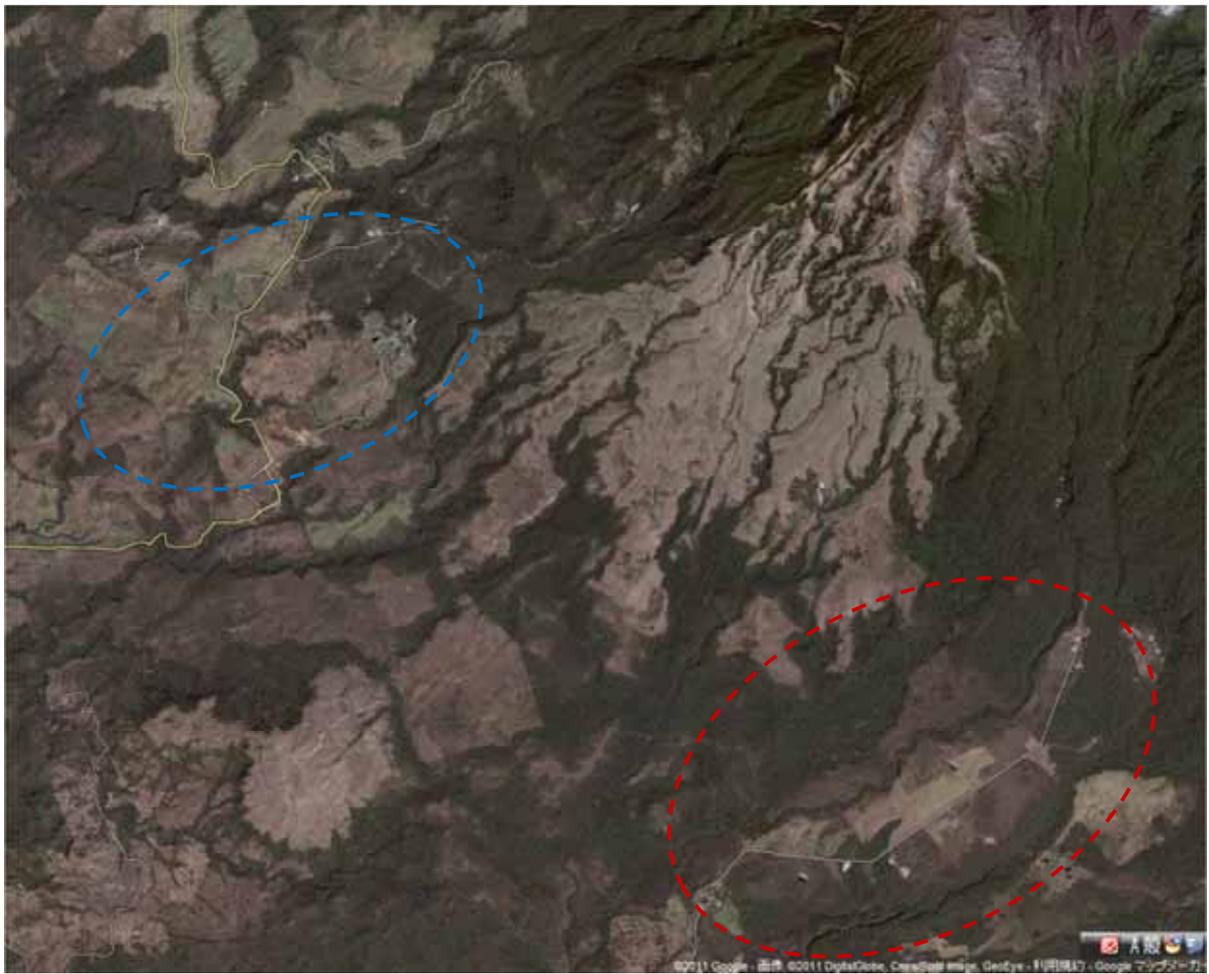
4

プロジェクトサイト(1)

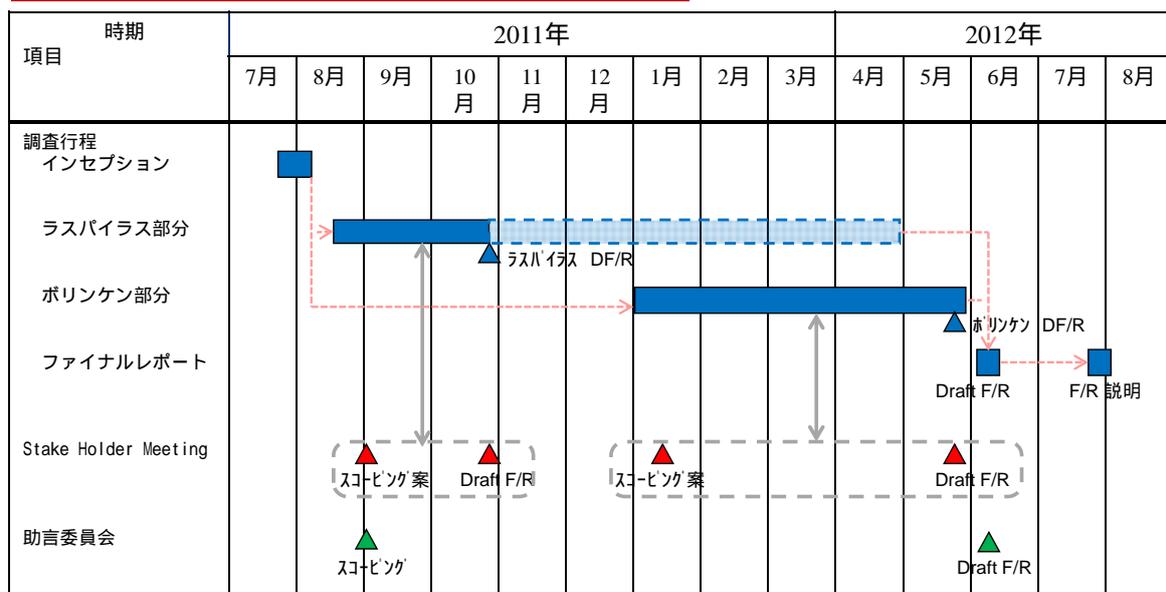


プロジェクトサイト(2)





調査工程(案)と助言依頼内容



助言依頼内容

助言対象：スコーピング案
 ワーキンググループ会合：2011年8月26日(金)

フィリピン共和国

パッシング-マリキナ川河川改修事業()

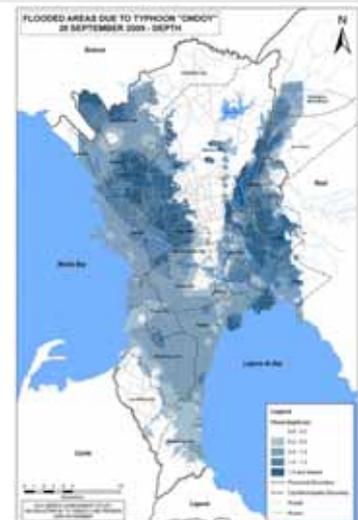
～ 有償資金協力 環境レビュー方針案 ～

2011年8月 東南アジア・大洋州部

国際協力機構

本事業の背景

•フィリピンは世界でも最も自然災害の多い国の一つである。毎年平均20個の台風が上陸ないしは接近し、甚大な被害を及ぼしている。マニラ首都圏はフィリピンの全人口8,857万人(2007年)の8分の1以上にあたる1,157万人が居住し、GDPの32.5%を生み出す政治、経済、文化の中心地である。しかし、マニラ首都圏は台風の影響を受けやすく、その中心部を貫流している流域面積635km²のパッシング・マリキナ川の氾濫により、毎年のように洪水被害を被ってきた。2009年9月末にマニラ首都圏を直撃した熱帯暴風雨オンドイでは、180年に一度と言われる降雨がマニラ首都圏全体に大規模な洪水・内水氾濫をもたらし、道路・交通網、ライフライン、商業活動等に深刻な被害が生じた。このような度重なる自然災害は、マニラ首都圏、ひいてはフィリピンの社会・経済の発展に大きな影響を及ぼしている。

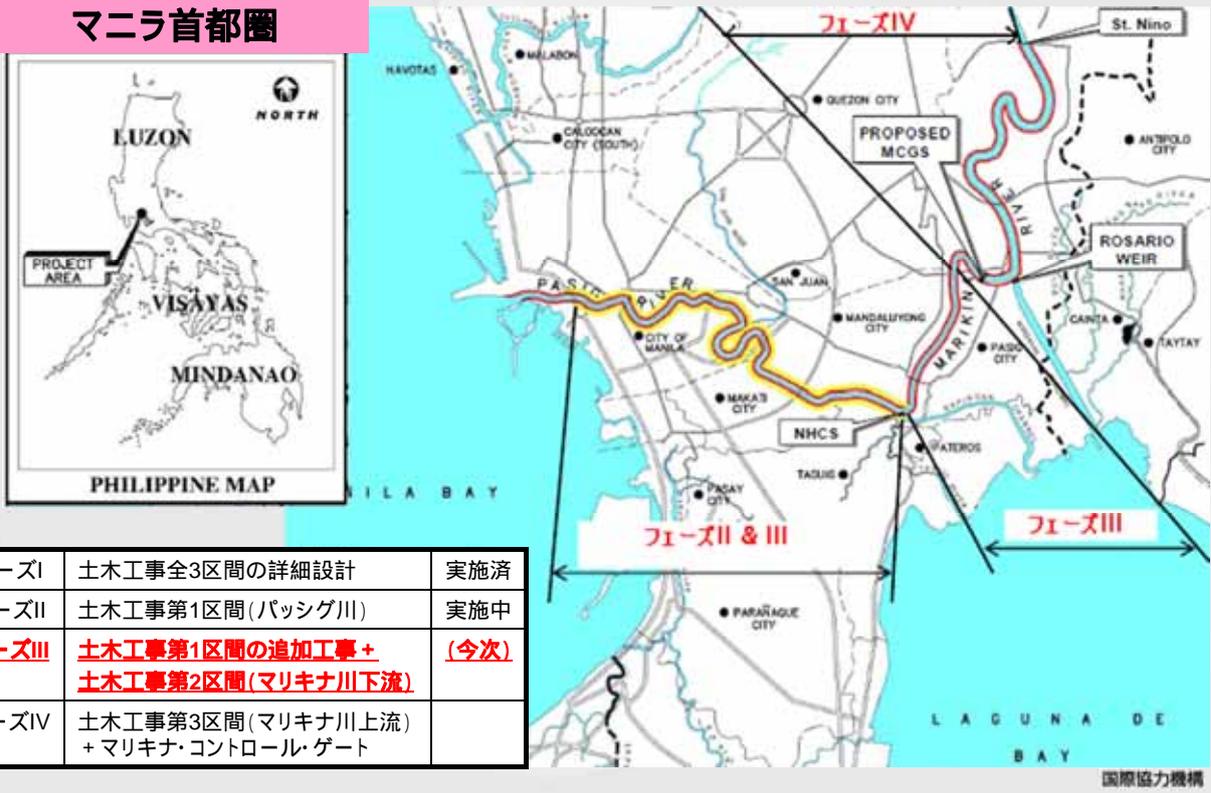


•比国政府はマニラ首都圏の洪水対策について、1952年のマスタープラン作成以降、継続的に取り組みを進めている。我が国は1973年の第一次円借款「マニラ地区洪水制御・排水事業」以来、累次に亘る支援を行ってきた。1988年から1990年には「マニラ首都圏洪水対策計画調査(以下、「M/P」という。)(1990年)」を実施しており、その中で特に緊急度の高い優先事業の一つとして取り上げられたのが、パッシング・マリキナ川の河川改修を行う本事業である。

国際協力機構

事業対象地域・事業区間

マニラ首都圏



フェーズI	土木工事全3区間の詳細設計	実施済
フェーズII	土木工事第1区間(パッシング川)	実施中
フェーズIII	土木工事第1区間の追加工事 + 土木工事第2区間(マリキナ川下流)	(今次)
フェーズIV	土木工事第3区間(マリキナ川上流) + マリキナ・コントロール・ゲート	

事業概要

< 目的 >

本事業は、パッシング-マリキナ川改修を通じ、洪水被害の緩和を図ることにより、フィリピンにおける政治、経済、文化の中核であるマニラ首都圏を洪水から守り、もって同地域の安定的な経済発展に寄与するもの。

< 概要 >

【洪水対策事業】

構造物対策： パッシング川の護岸の建設・改修、マリキナ川下流の浚渫、堤防の建設、護岸改修、河川境界盛り土 等

非構造物対策： インフォメーション・キャンペーン、河川情報ウェブサイト構築、ハザードマップの作成 等

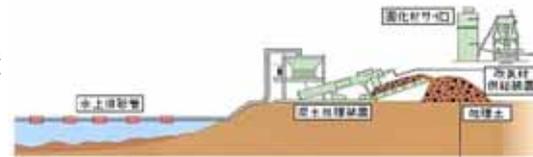
【コンサルティング・サービスのTOR】

入札補助、施工監理、非構造物対策策定・実施支援、維持管理支援、環境管理・モニタリング補助、住民移転支援・モニタリング、カウンターパート研修 等

本邦技術活用条件 (STEP) 適用予定

【採用予定の本邦技術】

1. **ウォータージェット工法：**
普通の打設方式では困難な、固い地盤に打ち込むための施工技術。建設振動や騒音を最小化する。
2. **袋詰め脱水工法：**
マリキナ川下流部の浚渫土の処理に関して、日本製のジオテキスタイル製の袋に浚渫土を詰めて脱水を促進することにより、計画している河川境界盛り土工事に再利用できる。
この袋の持つ過機能により、土及び環境汚染物質は袋内に封じ込めたまま、きれいな水を排出することができる。
3. **事前混合固化処理工法：**
浚渫土にセメントを事前に混合し、浚渫土の水と化学反応で固化させることにより、高含水比の浚渫土の積み込み、運搬、捨て土作業など浚渫工事における環境配慮を可能とする。



国際協力機構

パシグ川：護岸の建設・改修



マリキナ川下流：浚渫、築堤(一部)等



国際協力機構

カテゴリ分類及び環境社会配慮文書等の状況

カテゴリ分類:

(国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)適用)

A

大規模住民移転が想定されるため

環境社会配慮文書等の状況

- EIA(EIS)報告書は、実施機関であるフィリピン公共事業道路省(DPWH)により1998年6月に作成され、同年12月にフィリピン環境天然資源省(DENR)により承認済。
- 住民移転計画(RAP)はDPWHにて作成中(まもなく最終化見込み)。

今後の想定スケジュールと助言依頼内容

今後の想定スケジュール

暦年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
審査		▲					
L/A罫印		▲					
詳細設計 (※)		■					
コンサルタント選定		■					
コンサルティング・サービス			■	■	■	■	■
調達・契約			■	■			
土木工事				■	■	■	■

詳細計画はJICA有償勘定技術支援により実施予定。

助言依頼内容

助言対象: 環境レビュー方針

ワーキンググループ会合: 2011年9月12日(月)

インド

デリー高速輸送システム建設事業 (フェーズ3)

2011年8月1日
国際協力機構
南アジア部南アジア第一課

1

1. 事業の背景と必要性(1 / 2)

■インドでは近年急速な人口増加と都市化が進む一方、不十分な公共交通インフラにより、都市部では自動車及び二輪車の台数増加による交通渋滞が深刻化。

■特にデリー首都圏では、交通渋滞に伴う経済損失及び大気汚染・騒音等の自動車公害も深刻化しており、交通渋滞緩和及び自動車公害軽減のため、大規模な公共交通システムの整備が必要。

(参考)

・デリー首都圏の人口

620万人(1981年)→1,675万人(2011年:見込み)→2,432万人(2021年:見込み)

・自動車登録台数

346万台(2000年)→743万台(2011年:見込み)

2

1. 事業の背景と必要性(2 / 2)

- インド政府は先述の都市交通が抱える課題に対応するため、第11次5ヶ年計画(2007年4月～2012年3月)において、都市交通セクターの開発に重点を置いている。
- 具体的には400万人以上の人口を有する都市において、高速輸送システムの整備を推奨しており、本事業はこれを支援するもの。
- 1997年以降、JICAはデリー首都圏における高速輸送システム建設を支援(フェーズ1・2事業:総延長約190km)。
- デリー準州政府は、同首都圏の交通渋滞緩和のため、引き続きフェーズ3事業として、既存路線の延伸及び新線を整備することを、同政府の都市交通政策・都市環境問題対策の大きな柱としており、「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」を対インド援助重点分野として掲げているJICAとしても支援の必要性・妥当性は高い。

2. 事業概要

■事業概要

デリー首都圏における高速輸送システム建設計画(フェーズ1～3の合計約296km)の第3フェーズとして、4路線4区間(計約106km:うち地下区間41km)を整備するもの。今次フェーズでは内環状線と外環状線の2つの新線建設に加え、既存路線である2号線と6号線の延伸を行う。

■事業実施機関

デリー交通公社(Delhi Metro Rail Corporation Limited: DMRC)

■実施スケジュール(詳細は審査時に確認)

2016年3月の事業完成、2016年4月の全線開業を目指す。

■借款対象(詳細は審査時に確認)

土木工事、電気・通信関連工事、車両保守基地建設、車両調達、コンサルティングサービスなど。

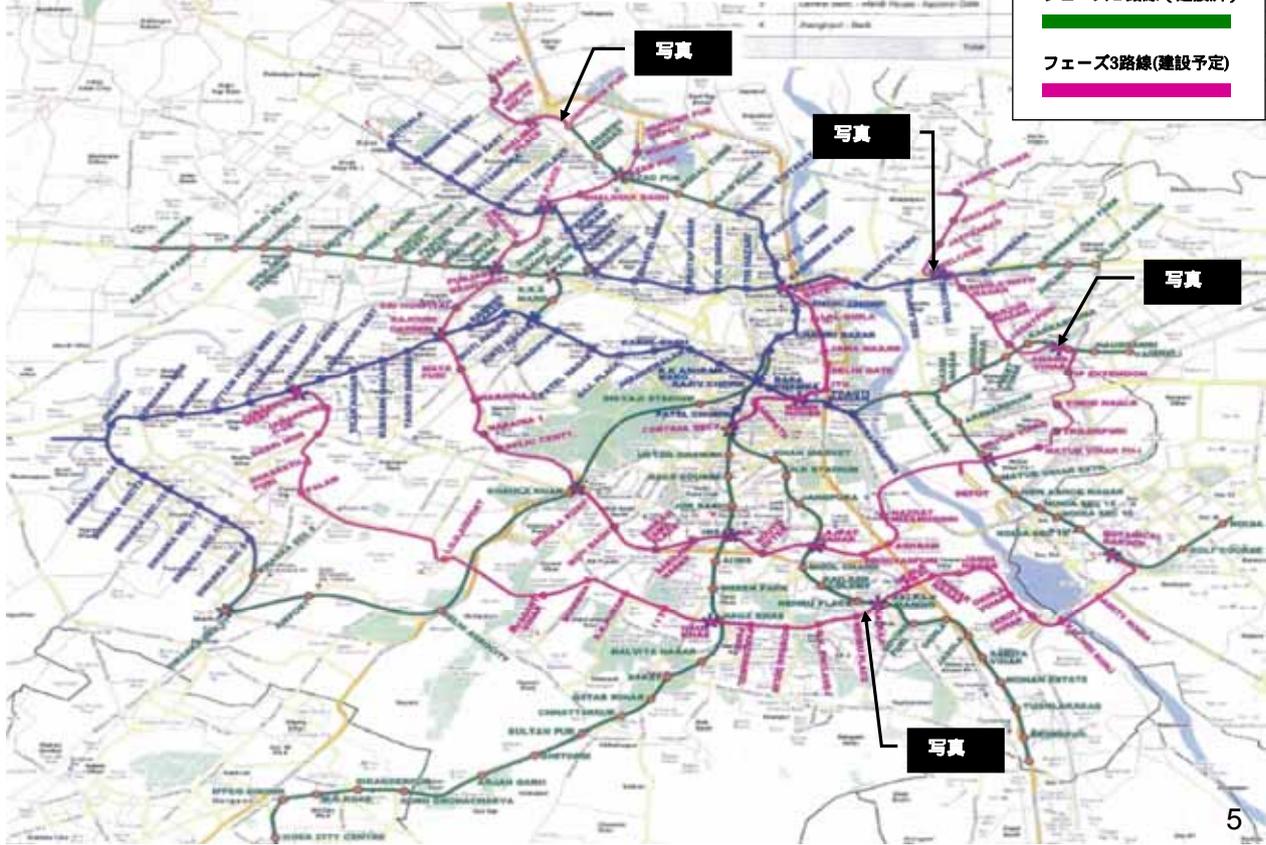
■協力準備調査

実施せず。デリー交通公社による(2010年2月作成)F/S有り。

FIG. 0.1
INDEX PLAN FOR ALL CORRIDORS

建設予定路線図

- フェーズ1路線 (建設済) ■
- フェーズ2路線 (建設済) ■
- フェーズ3路線 (建設予定) ■



サイト視察の写真



写真 : 2号線の延伸区間(全て高架) 建設予定地



写真 : 外環状線Kalkaji駅付近の地下区間建設予定地



写真 : 内環状線と4号線及び国鉄の結節点となるAnand Vihar駅の駅前広場



写真 : 内環状線と1号線の結節点となるWelcome駅付近の建設予定地

3. 環境社会配慮面

- 助言を求める事項

環境レビュー方針

- 環境カテゴリー分類

鉄道セクター及び影響を及ぼしやすい特性(大規模非自発的住民移転)に該当するためカテゴリーAに分類

- 適用される環境社会配慮ガイドライン

「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(現ガイドライン)

- 今後の想定スケジュール

2011年9月下旬～10月上旬に審査ミッション派遣

不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について

2010年7月9日付「環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針」(助言委員会事務局作成)2.において、「不開示情報が必要な場合は、WGにおいて検討することとし、必要に応じWG会合の一部を非公開とする」としています。不開示情報が必要な場合は以下の手続きに致します。

ステップ1:全委員への連絡(不開示情報)

WG資料のうち、情報公開法・環境社会配慮ガイドラインに基づき、JICAが不開示と判断する情報がある場合には、WG資料を全委員に送付する際に、WG資料のうち一部の情報を不開示情報とすること、右情報については、助言委員には守秘義務を遵守すること、右情報に関する討議については、WGの一部を非公開とすることを連絡する。

ステップ2:WGの進め方

WGの進め方としては、不開示情報に基づくWGの議論の必要性についてWG担当委員及びJICA事務局で検討する(メールでの検討も含む。)。必要な場合には、会議の冒頭、WG担当委員及びJICA事務局のみでWGを開催し、オブザーバーには右議論が終了するまで、会議室の外で待機して頂く。不開示情報の議論が完了後、オブザーバーに入室頂き公開討議を行う。

(以上)

環境社会配慮助言委員補充とWGの効率化について

1. 経緯

今年度7月末現在でのWG開催回数は17回、延べ参加委員数は100人で、平均5.9人となっている。

5月末の段階で今年度開催予定の助言委員会WGが約80件予定されていたが、案件数増とともにWG開催数増が想定され、これに伴う当該WG担当委員、特に主査へのさらなる負担増が予想される。

上記を基に今後の開催回数を仮に70回と想定すると、延べ412人(=5.9人×70回)、委員当たりのWG参加回数は21.7回(=412人÷19人)となる(月平均2.7回)。

2. 改善案

上記負担を軽減するため、常勤助言委員の補充(3名)を行い、併せてWG当たりの参加委員数を原則4名とする。これにより、WG参加委員数12.7回(=4名×70回÷22名)となり、委員当たりの負担を2/3に軽減することが可能となる(月平均1.6回)。

(1) 委員補充

1) 補充委員数

3名

2) 補充委員の選考方法

a) 候補者選考の要件

- ・ 環境社会配慮に関連する社会環境、自然環境、公害、法律、住民移転等の専門分野に対して知見と実務経験を持つこと。
- ・ JICA事業について、十分な知識を有すること。
- ・ 英語と日本語に堪能なこと。
- ・ JICA事業について中立的な立場で助言を行えること。
- ・ 次の専門性があることが望ましい:生態系(哺乳類、植物、鳥類等)、環境行政等。

b) 助言委員会設置要項による規定

補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。

c) 候補者の検討

助言委員またはJICAからの提案により候補者を立てる。

d) 委員の選考

JICAにより書類選考、面接選考を行い、選考結果について委員長、副委員長の3名に確認を行なう。選考結果は選出者の経歴等と併せて委員会全体会合で報告し、助言委員会設置要項に従い、同委員を委嘱することを委員会で確認する。

e) 委嘱期間

現委員の委嘱期間終了まで

f) 選考スケジュール

9月9日(金)まで	助言委員またはJICAからの候補者提案
9月16日(金)	書類選考
9月27日(火)	面接選考
10月3日(月)	第17回全体会合において、当該委員の委嘱について確認
10月5日(水)	合格者、不合格者全員に結果通知

10月3日以外は仮日程

(2) WG参加委員

原則4名

これまでどおりWG日程における担当委員の暫定依頼を行う。案件が確定した段階及び全体会合における概要説明を経て、その他委員からの参加関心表明がある場合には、担当委員間の組み換えにより人数の調整を行う。

協力準備調査に関する環境社会配慮助言委員会の運用目安
の改訂について（案）

1. 検討課題

協力準備調査（PPP インフラ事業）スキームにおいては、以下の特徴により、環境社会配慮調査が案件形成の初期段階で部分的にしか行われず、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下「JICA ガイドライン」）3.1.2 に記載されるプロジェクト形成調査で求められる手続きの全てを実施することが出来ない、同調査において環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」）での検討が十分にできない場合がある。

（1）提案型調査

相手国政府の要請に基づかない民間提案をベースにした調査であるため、案件形成の早期段階の事業も含まれ、熟度が高くない場合がある。

（2）想定される調査結果

調査費用は、一律上限額の範囲内で行うこととなっている。他方、対象事業は案件形成の早期段階かつ事業規模が大きい事業も含まれており、上記（1）の事情もあり、同調査の成果品として、必ずしもそのまま JICA や国際金融機関の審査で活用できる熟度の報告書が期待されるわけではない。

（3）段階別の調査

上記（2）の事情から、環境社会配慮調査が案件形成の初期段階で部分的にのみ行われる調査については、別途協力準備調査等補完調査の実施を前提とした調査計画となっており（平成 22 年度第 6 回全体会合資料を参照）、同調査に加えて補完調査が完了した段階で、JICA ガイドラインで求められる手続きが全て満たされる調査計画となっている。

他方、JICA ガイドライン 3.1.2 及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安」（2010年3月）（以下、「運用目安」：別添 1）では、案件形成の初期段階のみ部分的に行う調査を想定していない。

従って、上記（1）～（3）のような特徴を有する協力準備調査（PPP インフラ事業）や、その他二段階以上で実施する協力準備調査の場合、どのタイミングで委員会が JICA に助言を行うのが適切か個別に判断することがより妥当であるため、かかる対応を可能とするよう、運用目安を改訂する必要がある。

2. 運用目安の改訂(案)

（1）運用目安の改訂

上記 1. を踏まえて、委員会が JICA に助言を行う時期を明示するため、運用目安に以下の一文（下線部）を追加する。

【運用目安】

1) 協力準備調査

- ・ 委員会は、環境社会配慮調査のスコーピング案及び報告書ドラフトに対して、助言を行う。
- ・ **環境社会配慮調査を案件形成の初期段階で部分的にのみ行う調査の場合、調査内容に応じて委員会は助言を行う。ただし、調査においてJICAが支援を想定する事業の概要が決定しない場合、委員会が助言を行わないこともある。**
- ・ 補完型調査の場合、調査内容に応じて必要な手続が行われるため、それに応じて委員会は助言を行う。

上記の結果、委員会が JICA に助言を行う時期は別添 2 概念図（基本形）の通りとなる。概念図の通り、いずれのケースにおいても、環境レビュー段階において、委員会は JICA から報告を受け、必要に応じて助言を行う。

(2) 運用目安改訂の確認スケジュール

運用目安の改訂にかかるスケジュールは以下の通りとする。

8月1日 委員会全体会合での説明、全体会合欠席委員への資料送付

(5営業日 助言委員からの意見・コメント受付期間)

8月8日 助言委員からの意見・コメント〆切

(必要に応じて)助言委員と JICA の間でメール審議の上、運用目安改訂の確定

9月2日 委員会全体会合で、運用目安改訂結果の報告

(3) 運用目安改訂の施行

運用目安改訂の確定時に実施中の協力準備調査を含めて、順次適用するものとする。

別添 1: 「環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安」(2010年3月)

別添 2: 協力準備調査の助言時期(概念図)

以上

環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
<p>1. 目的</p> <p>本要項は、国際協力機構（以下、「JICA」という。）が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「委員会」は、環境社会配慮助言委員会の略記である場合と、環境社会配慮助言委員会の全体会合を示す場合がある。
<p>2. 委員会の業務</p> <p>（1）対象とする事業</p> <p>カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。</p> <p>①協力準備調査に対して助言を行う。</p> <p>②環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリA案件のすべてを対象とし、B案件は必要に応じて対象とする。なお、JICAあるいは委員会から、報告・助言の対象とすることが求められた場合には、JICA及び委員会で協議の上、対応する。 <p>1) 協力準備調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、環境社会配慮調査のスコーピング案及び報告書ドラフトに対して、助言を行う。 ・補完型調査の場合、調査内容に応じて必要な手続が行われるため、それに応じて委員会は助言を行う。 <p>2-1) 環境レビュー段階</p> <p>①協力準備調査を実施した案件の場合</p> <p>(a) JICAが環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WGに対して環境社会配慮文書（EIA、RAP等）等の状況に関する報告を行い、WGは助言案を作成し委員会に報告する。</p> <p>(b) (a)以外の場合は、JICAは委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WGは助言案を作成し、委員会に報告する。</p> <p>②協力準備調査を実施していない案件の場合</p> <p>(a) JICAが環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WGに対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WGは助言案を作成し、委員会に報告する。</p> <p>(b) (a)以外の場合は、JICAは委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WGは助言案を作成し、委員会に報告する。</p>

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
<p>③開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。</p> <p>④緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。</p> <p>(2) 助言の方法 助言は文書で行う。助言を記載した文書は保存するとともに、速やかにウェブサイトで公表する。</p>	<p>2-2) モニタリング段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2-1) で報告を行った案件につき、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリング結果につき報告を行う。委員会はモニタリング結果に環境社会配慮文書等から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行う。 <p>3) 開発計画調査型技術協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、本格調査段階において、環境社会配慮調査のスクーピング案及び報告書ドラフトに対する助言を上記1) 協力準備調査と同様の手順で行う。
<p>3. 委員会の構成と機能</p> <p>委員会は、環境社会配慮及び JICA 事業に係る十分な知見を有する外部の専門家から構成される。</p> <p>委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。</p> <p>助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ (WG) を設けておき、案件ごとの助言案を作成する。</p> <p>委員会では、案件ごとに担当する WG を決定し、作業を依頼する。</p> <p>委員会は、WG から助言案の報告を受け、その内容を確認して、助言文書を確定のうえ、J I C A に助言する。</p> <p>この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合等は、必要に応じて電子的手段によるコミュニケーションによる確定を行うことも可能とする。また、緊急を要する案件の場合は、委員長判断により、この方法で審議を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会は、WG の助言案を尊重したうえで、確認を行う。 ・「この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合」とは、全体会合で助言文書を確定できなかった場合を指す。

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
<p>4. 委員</p> <p>委員の任期は原則2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。改選にあたっては委員会の継続性が維持されるよう配慮する。</p> <p>委員の選考は公募を行った上で、環境社会配慮関連の外部の専門家を中心とする選考委員会で行う。ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。</p>	
<p>5. 委員長と副委員長</p> <p>(1) 委員会に委員長1名と副委員長1名ないし2名を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>(2) 委員長は委員会を代表するとともに、委員会の議事進行役を務める。</p> <p>(3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は副委員長が委員長の職務を代行する。</p>	
<p>6. WGの作業</p> <p>(1) それぞれのWGは、委員のうち若干名と、その他、必要な臨時委員若干名から構成される。</p> <p>(2) WGは原則として会合により助言案の作成作業を行う。また、必要に応じ、電子的手段によるコミュニケーションで会合に代えることを可とする。</p> <p>(3) WGの会合は、当該WGの構成委員の互選で選出する主査が議事進行を行い、助言案を取りまとめる。</p>	
<p>7. 情報公開</p> <p>委員会の会合はすべて公開で行われる。WGの会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。</p> <p>また、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。</p>	<p>・会合は傍聴を可とする。ただし、会議の妨害を行った者はこの限りでない。</p>

助言委員会設置要項	委員会の運用目安
<p>議事録は、発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。ただし、WGは発言者名を記した議事要録でも可とする。</p> <p>委員会、WGにおける配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。</p>	
<p>8. 事務局</p> <p>委員会の事務局は、審査部環境社会配慮審査第1課及び環境社会配慮審査第2課が行う。</p>	
<p>9. 適用</p> <p>委員会は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月)に定められた審査諮問機関の役割も果たすものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本年7月に業務を開始できるよう、準備を進める。

以上



協力準備調査の助言時期(概念図)

協力準備調査を二段階で実施するケース

ケース1
一段階目で事業概要が決定している場合

ケース2
二段階目まで事業概要が決まらない場合

協力準備調査段階
(一段階目)

助言委員会による助言
(スコーピング案)

協力準備調査段階
(一段階目)

協力準備調査段階
(二段階目)

協力準備調査段階
(二段階目)

助言委員会による助言
(スコーピング案)

助言委員会による助言
(ドラフト報告書)

JICAによる環境社会配慮助言委員会への報告、(必要に応じて)助言委員会による助言
(環境レビュー段階)

審査段階(含む環境レビュー)

JICA理事会(審査後)/日本政府への報告

日本政府/JICAによる意思決定(交換公文・借款契約締結)